

税務キャッチ・アップ

相続税関係

特別縁故者に対する財産分与の課税上の留意点

1はじめに

相続人が不存在の場合において家庭裁判所が相当と認めるとときは、被相続人と生計を同じくしていた者など、被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、相続財産の全部又は一部を与えることができる（民法958条の3①）。

本稿では、特別縁故者に対する財産分与があった場合の相続税額の計算上、留意すべき事項を確認する。

2申告書の提出

特別縁故者に対する相続財産の分与があった場合において、相続税法では、被相続人から遺贈により取得したものとみなされる（相法4）。しかし当該分与は相続開始後相当の期間（最短13か月）を経て行われることとなる（相基通4-1）ので、通常の申告期限内に申告書を提出することはできない。そのため、分与があったことを知った日（審判確定日）の翌日から10か月以内に相続税の申告書を提出しなければならない（相法29）とされている。

3相続税額計算上の留意点

特別縁故者に対する相続財産の分与があった場合の相続税額の計算においては、分与時の時価による（相法4）こととされ

ているが、ほかに特筆すべき事項として次のようなものがある。

① 遺産にかかる基礎控除

基礎控除の額は、相続人がいないため、3,000万円のみとなる（相法15）。

② 相続税額の加算

特別縁故者に該当する者は、被相続人の一親等の血族に当たることがないため、常に2割加算の対象となる（相法18）。

③ 債務控除

遺贈により財産を取得した場合に債務控除の規定の適用が受けられる者は、包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈により財産を取得した者に限るため、特別縁故者が債務控除の規定の適用を受けることはできない（相法13）。ただし、葬式費用又は療養看護のための入院費用等の金額を支払った場合においては、分与を受けた金額は、これらの費用を控除した価額として取り扱うことが示されている（相基通4-3）。

④ 分与財産に加算する贈与財産

相続の開始前3年以内に、被相続人からの贈与財産がある場合には、当該贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算することとされている（相法19）。相続の開始日が基準であり、審判確定日が基準ではない点に留意

すべきである。

⑤ その他の控除

未成年者控除（相法19の3）及び障害者控除（相法19の4）については、法定相続人に当たらないことから適用は受けられない。

また、相次相続控除（相法20）についても、相続又は相続人に対する遺贈により財産を取得した場合に限られていることから、適用は受けられない。

⑥ 小規模宅地等の特例

相続人に限られていないことから、親族要件などを満たせば適用が受けられる（措法69の4）。具体的には、被相続人と同居する叔父が特別縁故者である場合などが該当する。

4おわりに

特別縁故者は相続人に当たらないことから、相続税法で規定される控除の適用が受けられないことが多い。

しかし、一部の葬式費用などについては通達に取り扱いが示されており、小規模宅地等の特例などのように他と同じように適用が受けられる特例もあることから、納税者に過度の負担が生じることのないよう、相続税額の計算に臨むことが肝要である。

（右山研究グループ
税理士 板橋 敏夫）